

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 1 1 号

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例

鈴鹿市印鑑条例（平成 3 年鈴鹿市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第14条 前条の規定にかかわらず、登録済者は、次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、多機能端末機（本市の電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 （1） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、<u>特定在留カード</u>（<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の 2 第 1 項に</u>	（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第14条 前条の規定にかかわらず、登録済者は、次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、多機能端末機（本市の電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）と電気通信回線で接続された端末装置であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 （1） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153

<u>規定する特定在留カードをいう。）又は</u> <u>特定特別永住者証明書（日本国との平和</u> <u>条約に基づき日本の国籍を離脱した者等</u> <u>の出入国管理に関する特例法（平成３年</u> <u>法律第71号）第16条の２第１項に規定す</u> <u>る特定特別永住者証明書をいう。）</u>（こ <u>れらのうち、電子署名等に係る地方公共</u> <u>団体情報システム機構の認証業務に関す</u> <u>る法律（平成14年法律第153号）第22条</u> <u>第１項に規定する個人番号カード用利用</u> <u>者証明用電子証明書を記録したものに限</u> <u>る。）</u> （２） 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の２第４項第３号ロ</u>に規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）	号）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。） （２） 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の２第４項第２号ロ</u>に規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。